

養手当のお知らせ



児童扶養手当

子育て支援係Tel 74-8369

児童扶養手当

対象

母子家庭や父子家庭などで、18歳まで（※1）の児童または中度以上の障がい（※2）を有する20歳未満（※2）の児童を養育し、下記対象のいずれかに該当する、所得制限限度額（下表）未満の方が受けることができます。

※1 18歳に達した後の最初の3月31日まで

※2 20歳に達する前日まで

- ◆ 父母が離婚（事実上の婚姻関係を含む）した児童
- ◆ 婚姻をせず生まれた児童
- ◆ 重度の障がい（国民年金の障害等級1級相当）がある父または母に養育されている児童
- ◆ 父または母が死亡・生死不明である児童
- ◆ 棄児など父母が明らかでない児童
- ◆ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ◆ 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ◆ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童

児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得額		扶養義務者などの所得額
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算		

現況届の提出について

現在、児童扶養手当を受給している方や受給資格のある方は、8月1日（金）～29日（金）までに「現況届」の提出が必要です。該当する方には必要書類を通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、11月分以降の手当の支給が差し止められます。

手当月額

1世帯あたりの手当月額

		手当月額
第1子支給額	全部支給	46,690円
	一部支給	11,010円～46,680円
第2子以降加算額	全部支給	11,030円
	一部支給	5,520円～11,020円

支給時期

年6回支給します。

- ・1月支給：11月、12月分
- ・3月支給：1月、2月分
- ・5月支給：3月、4月分
- ・7月支給：5月、6月分
- ・9月支給：7月、8月分
- ・11月支給：9月、10月分

障害基礎年金等受給者の児童扶養手当について

母子、父子家庭で障害基礎年金等（※1）を受給している方は、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当の額（※2）を下回る場合、その差額分が児童扶養手当として支給されます。なお、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金（3級）のみ受給している方や遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金は対象となりません（8月中旬に現況届の提出が必要となります）。

※1 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による傷害補償年金など。

※2 所得に応じて額が変わります。障害基礎年金等を受給されている方は、非課税公的年金給付等を含めたうえで、所得を算出します。

児童扶養手当・特別児童扶

特別児童扶養手当

対象

20歳未満の児童を養育し、身体や精神に中度以上の障がいがある父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方のうち、所得制限限度額（下表）未満の方が手当を受けることができます。

特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 21万3千円ずつ加算

所得状況届の提出について

現在、特別児童扶養手当を受給している方は、8月12日(火)～9月11日(木)までに「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。該当する方には必要書類を通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます。

手当月額

- ・1級（重度）の児童 56,800円
- ・2級（中度）の児童 37,830円

支給時期

以下のとおり年3回支給します。

- ・4月支給：12月～3月分
- ・8月支給：4月～7月分
- ・12月支給：8月～11月分

有期再認定について

特別児童扶養手当を受給している方は、1年から2年程度の有効期限があります。再認定を受けなければ、翌月以降の手当が受けられなくなります。

